特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
15	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
森町は、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
静岡県森町長

公表日
令和5年11月1日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務
②事務の概要	寄附（ふるさと納税）者のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第７条第１項及び第８項の要件に該当し、かつ本人が申請した場合に、同法に基づいて以下の２点についての事務を取り扱う。 ①寄附金控除に係る申告特例申請書の受付 ②申請者の１月１日現在の住所地の市区町村に申告特例通知書を送付
③システムの名称	表計算ソフト

2. 特定個人情報ファイル名
寄附金税額控除に係る申告特例ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第９条第１項、第３項及び別表第１の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条（地方税法関係） ・地方税法附則第７条第５項、第12項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画財政課
②所属長の役職名	企画財政課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号437-0293 静岡県周智郡森町森2101番地の1 森町役場　総務課課　行政係 電話：0538-85-6300　ファックス：0538-85-5259 E-mail：soumu@town.shizuoka-mori.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号437-0293 静岡県周智郡森町森2101番地の1 森町役場　企画財政課　企画係 電話：0538-85-6305　ファックス：0538-85-5259 E-mail：kikaku@town.shizuoka-mori.lg.jp

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月5日	Ⅰ-1-②事務の概要	②申請者の1月1日現在の住所地の市区町村に申告特例申請書を送付	②申請者の1月1日現在の住所地の市区町村に申告特例通知書を送付	事後	
令和2年6月5日	Ⅱ-1 評価対象の事務の対象人数は何人か	500人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和2年6月5日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成31年12月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月5日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成31年12月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年8月2日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事前	
令和3年8月2日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事前	
令和4年10月6日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年10月6日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年10月6日	Ⅳ-4 取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	
令和5年11月1日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年11月1日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	